

随意契約理由書

本契約は、門真運転免許試験場に設置の自走台車システムの制御部品等の交換工事を行うものである。

当該機器は、すべてにおいて製造業者独自の技術・仕様により構築されており、工事に際し機器相互間の整合性を考慮する必要があります。

このため、工事を施工できる者は、既存の機器に適合した部品を保有し、工事に際して機器の構造・使用、性能等を熟知した製造設置業者である株式会社 **S&S** エンジニアリング 大阪営業所のほかになく、同社より見積書を徴したところ価格も適正と思われるので、同社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号により比較見積を省略するものです。